

自転車の違反に反則金！



令和8年4月から、自転車にも交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用されました。ながらスマホ(携帯電話使用等(保持))や信号無視、一時不停止など、悪質・危険な行為が反則金の対象となります。

自転車は便利な移動手段ですが、道路交通法上は「車両」です。本特集では、主な違反行為と反則金、青切符の手続きの流れをわかりやすく紹介します。

主な違反行為と反則金 ※対象となる違反行為は100種類以上あります。

違反行為名	違反内容	反則金額
携帯電話使用等(保持)	携帯電話(スマホなど)を手を持って通話したり、画面を注視する行為	12,000円
遮断踏切立入り	踏切の遮断機が閉じようとしているときや閉じているときに踏切に立ち入る行為	7,000円
信号無視	信号機が赤色で渡る行為	6,000円
指定場所一時不停止等	道路標識の『止まれ』や道路標示(停止線)がある場所で一時停止しない行為	5,000円
公安委員会遵守事項違反	ヘッドホン・イヤホンの使用、傘さし運転等の行為	5,000円
軽車両乗車積載制限違反	二人乗り等	3,000円



携帯電話使用等(保持)

遮断踏切立入り

信号無視

指定場所一時不停止等

ヘッドホン等使用

二人乗り等

青切符が交付されたら



※反則金を納付すると、「前科」がつくことはありません
 ※反則金を納付しない場合は、刑事手続きに移行することがあります

この制度の詳細は警察庁ホームページをご覧ください。



運転免許証の点数はどうなるの？

運転免許を有している者が、自転車で交通違反を犯した場合であっても、運転免許の点数に影響はありません。

ただし、自転車でひき逃げ事件などの重大な交通事故を起こした場合や、酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合には、6か月を超えない範囲内で期間を定めて、運転免許の効力が停止されることがあります。



危険な行為を繰り返すと「自転車運転者講習」の対象に

交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者に対して、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられています。14歳以上の者が違反行為を3年以内に2回以上反復して検挙、または事故を起こした場合、公安委員会から自転車運転者に対し、自転車運転者講習の受講を命ずることができるとされています。命令に従わず、自転車運転者講習を受けなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。



傘スタンドを固定して運転したらどうなるの？

片手運転にはなりません、風を受けた際に安定を失うおそれや周囲の状況が見えなくなるので、危険です！

また、次のような違反になる可能性があります。

- 【道路交通法 第55条第2項(乗車又は積載の方法)】**
運転者の視野を妨げ、あるいは車両の安定を害するような積載等をして車両を運転してはならない。
- 【道路交通法 第70条(安全運転の義務)】**
通行人に傘が接触し、他人に危害を及ぼした場合(交通事故)等は、危険行為の対象となる可能性があります。
- 【大阪府道路交通規則 第11条第4号・第5号(軽車両の乗車又は積載の制限)】**
軽車両の積載の制限に抵触する可能性があります。
高さ: 2メートルを超えないこと
幅: 積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと



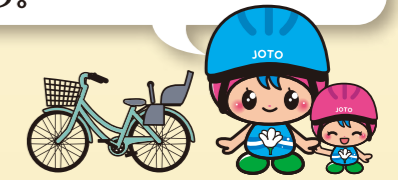
生死を分ける自転車ヘルメット!!

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！

【動画紹介】
交通事故で大切な家族を失ったご家族等の声をうかがい、動画を作成しました。
全編はYouTube 大阪府警察交通部公式チャンネルでご覧ください。▼



自転車は便利な移動手段ですが、交通ルールを守ってこそ安全が保てます。青切符の対象となる違反を「知らなかった」で済ませず、ルールを守り、みんなが安心できる城東区にしましょう。



【問合せ】城東警察署
☎06-6934-1234 ☎06-6931-0064